

【収入月額判定】

入居者	所得額	控除区分	控除額
		老人扶養・特定扶養・寡婦・ひとり親・障害者(一般・特定)・給与・年金	
合計所得額		合計控除額	

(参考)

一般世帯	158,000 円/月以下
高齢者・子育て・障害者等(裁量階層世帯)	214,000 円/月以下
収入月額 = (世帯の年間所得 - 控除合計額) ÷ 12	

控除の種類と控除額(概要)

控除の種類	控除額	対象者
同居・扶養親族控除	38 万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	10 万円	所得税法上の扶養親族で70 歳以上の方
特定扶養親族控除	25 万円	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人
寡婦控除	27 万円	夫と死別若しくは離婚等により婚姻していない方
ひとり親控除	35 万円	現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明などの方
障害者(一般)	27 万円	障害者手帳3～6級
障害者(特別)	40 万円	障害者手帳1、2級
給与所得者控除	10 万円	申込者本人又は同居親族で給与所得を有する方
公的年金等所得者控除	10 万円	申込者本人又は同居親族で公的年金等に係る雑所得を有する方

裁量階層世帯

60歳以上などの世帯	申込者本人が60歳以上で、その同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方からなる世帯
身体障害者世帯	身体障害者手帳1級～4級所持者のいる世帯
精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者のいる世帯
知的障害者世帯	療育手帳A級またはB級所持者のいる世帯
戦傷病者世帯	戦傷病者手帳 特別項症から第6項症または第1款症
原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
海外引揚者世帯	海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯。
ハンセン病療養所入所者世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者などがいる世帯
小学校就学前の子供がいる世帯	同居者に小学校就学前の子供がいる世帯